

< 勤務条件 >

【障害福祉サービス関係事務】

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月31日
勤務時間	午前 8 時30分から午後 3 時00分（休憩時間 正午から午後 1 時）
勤務日数	週 5 日（月曜日から金曜日）
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1 月 2 日及び 3 日）
報酬	日額 6,740 円
手当等	条例等の定めるところにより、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇20日を付与します。
社会保険	加入となります。 （共済組合及び厚生年金保険）
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月15日 (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後 1 月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後 1 月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。